

## 障がい福祉サービス事業所の管理運営の在り方について

## 1 本市が設置する障がい福祉サービス事業所の概要

## (1) 事業所で提供されるサービス等

本市では、障がい福祉サービス事業所として、障がい者の就労及び生活能力向上のため、就労継続支援B型（一般企業等で就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、雇用契約を結ばない就労継続支援）のサービスを提供するための通所事業所を5か所（そのうちの4か所は、生活介護事業及び日中一時支援のサービスも提供）設置しており、また、共同生活における相談、入浴、食事の介護その他の日常生活上の支援を行う共同生活援助事業所（グループホーム）を1か所設置しています。

本市の障がい福祉サービス事業所

事業所名称	地 域	サービス内容	定 員
たるみ作業所	津	就労継続支援B型	10人
		生活介護	30人
		日中一時支援	5人
まつぼっくり作業所	香良洲	就労継続支援B型	10人
むくの木ワーク	芸濃	就労継続支援B型	15人
		生活介護	20人
		日中一時支援	3人
コスモス作業所	一志	就労継続支援B型	15人
		生活介護	20人
		日中一時支援	5人
はくさん作業所	白山	就労継続支援B型	10人
		生活介護	30人
		日中一時支援	5人
はくさんホーム	白山	共同生活援助	6人

## (2) 事業所の管理運営

本市が設置する障がい福祉サービス事業所（以下「本市事業所」といい

ます。)における管理運営については、平成18年1月1日の市町村合併以前まで、それぞれの市町が業務委託により直営で行って来ました。

その業務委託先については、たるみ作業所(旧津市)を社会福祉法人津市社会福祉事業団(以下「社会福祉事業団」といいます。)が、まつぼっくり作業所(旧香良洲町)、むくの木ワーク(旧芸濃町)、コスモス作業所(旧一志町)、はくさん作業所及びはくさんホーム(旧白山町)をそれぞれ各町の社会福祉法人社会福祉協議会が行っていました。

その後、市町村合併を機に、社会福祉事業団が児童福祉及び障がい福祉に関する事業所の運営を行うこと、社会福祉法人津市社会福祉協議会が高齢者福祉及び介護保険に関する事業所の運営を行うことに関して整理が行われ、社会福祉事業団が本市事業所6か所すべての業務委託を受け、同年4月1日からは指定管理者として、現在まで管理運営を行っています。

なお、いずれの事業所も指定管理期間が令和4年3月31日で終了することから、現在、次期指定管理者の選定に向け準備を進めています。

(3) 指定管理者である社会福祉事業団からの提案

社会福祉事業団から、本市事業所6か所のうち、たるみ作業所、むくの木ワーク及びコスモス作業所については、指定管理者として事業を継続していくのではなく、土地及び建物を取得した上で、社会福祉事業団にとって基本報酬に対する公立減算(指定管理者により提供された福祉サービスに対する報酬は、事業者が直接運営する場合と比較し、3.5%の減算がかかるもの)の生じない自主事業への転換について、検討して欲しいとの提案がありました。

(4) 本市事業所と同様のサービスを行う本市内の事業所数

本市内には令和3年4月1日現在、本市及び民間事業者が運営する就労継続支援B型事業所が47か所、生活介護事業所が29か所、日中一時支援事業所が80か所、共同生活援助施設が71か所あります。

地域	就労継続支援B型		生活介護		日中一時支援		共同生活援助	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
津	25	409人	15	230人	38	402人	43	211人
久居	12	272人	7	124人	22	206人	15	77人
河芸	1	20人	1	10人	0	0人	3	17人

芸濃	1	15人	1	20人	2	4人	0	0人
美里	1	20人	2	30人	2	27人	2	13人
安濃	2	33人	0	0人	3	11人	1	7人
香良洲	1	10人	0	0人	2	17人	0	0人
一志	2	29人	2	27人	4	39人	4	21人
白山	1	10人	1	30人	5	48人	1	6人
美杉	1	13人	0	0人	2	30人	2	20人
合計	47	831人	29	471人	80	784人	71	372人

## 2. 本市事業所の管理運営の方向性等

### (1) 本市事業所の必要性

本市事業所は、津、芸濃、香良洲、一志及び白山地域に6か所設置しており、そのうち4か所が地域で唯一の事業所であるなど、主たる事業所となっており、サービス提供の重要な拠点となっています。

さらに、常に介護が必要な重度の障がい者が利用する生活介護事業所の定員については、令和3年4月1日現在、市内全29事業所の定員471人のうち本市事業所4か所の定員は100人を占めるなど、重度の障がい者のサービス提供の重要な拠点となっています。

このようなことから、社会福祉事業団から提案のあった3か所だけでなく、本市事業所6か所全てが利用者にとって非常に重要な事業所であり、本市として障がい福祉サービス事業所における事業の継続が必要であると考えます。

### (2) 今後の本市事業所の管理運営の方向性

就労継続支援事業、生活介護事業等を含む障がい福祉サービス事業については、平成18年4月1日の旧障害者自立支援法（現在の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行により措置制度から契約制度へ移行し、利用者が福祉サービス提供者との契約に基づきサービスを選ぶことが可能となってから15年が経過する中、利用者ニーズは増加傾向にあり、民間事業者による事業参入が非常に進んでいます。

また、今後も本市として障がい福祉サービスを継続して提供していく必要がありますが、本市事業所の中には、著しく老朽化が進んでいる事業所もあり、近い将来、改修又は建替えのための莫大な費用の支出が見込まれます。

このような状況の中、平成29年1月に策定した津市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）では、こうした障がい福祉サービスの環境の変化を踏まえ、行政の関与の在り方について見直しが必要であるとしていることから、今後の管理運営の方向性については、事業者自らが必要な施設を確保して経営している実態を踏まえ、公平性に配慮した上で、施設の譲渡等を検討することとしています。

さらに、令和3年2月に策定した津市個別施設計画においては、障がい福祉サービス事業所について、各地域における事業所の分布状況やニーズ調査を行い、行政の役割を明確にした上で、事業及び施設の方向性を検討し、検討結果に基づく具体策に取り組むこととしています。

このことから、民間事業者が実施できるものは基本的に民間事業者に任せる等、民間のノウハウやアイデア等を最大限活用するという総合管理計画の基本方針に基づき取組を進めます。

### 3 民間事業者における管理運営の検討

民間事業者における管理運営を検討するに当たって、本市事業所6か所全体における平成28年度から令和2年までの社会福祉事業団の収入支出決算書を本市において分析したところ、事業活動における資金収支差額等において安定した収入を確認することができ、今後も継続した健全経営を見込むことができることから、民間事業者の事業拡大や参入に係る機会を提供し、公平な競争環境を確保するため、現在の指定管理者に限らず、次の事項を条件として検討を行っていきます。

#### (1) 障がい福祉サービスの継続

現在本市の事業所で実施している就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援のサービス及び共同生活援助については、利用者の立場に立った一人一人のニーズや個性を尊重し、利用者が地域社会の中で自立して生活していくために必要な知識や生活能力を身に付けるなど、充実した生活が送れるよう障がいの種別に関わりなく利用者や家族の意向を反映した寄り添った支援に努めています。

また、希望する現在の利用者全員を引き継ぎ、障がい特性に応じた適切な支援が行える人材の配置を行い、現在の支援を長期的かつ安定的に継続することとします。

#### (2) 土地建物の譲渡又は賃貸借

本市の歳入確保に資するよう次に掲げる事業所の土地建物を譲渡又は賃

貸借することを検討していきます。

ア 対象事業所

事業所名称	形態	構造	建築年	延床面積
たるみ作業所	譲渡又は 賃貸借	鉄筋コンク リート造	S 6 2	7 9 3 m <sup>2</sup>
まつぼっくり作業所		鉄筋コンク リート造	S 5 6	8 4 3 m <sup>2</sup> のうち約 2 8 0 m <sup>2</sup>
むくの木ワーク		鉄骨造	H 1 6	3 4 0 m <sup>2</sup>
はくさん作業所		鉄骨造	H 1 5	8 2 2 m <sup>2</sup>
はくさんホーム		鉄骨造	S 5 8	3 1 6 m <sup>2</sup>

イ 移転新築対象事業所

事業所名称	形態	構造	建築年	延床面積
コスモス作業所	移転新築	鉄骨造	S 4 6	6 6 4 m <sup>2</sup>

コスモス作業所は、洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内に位置し、また、著しく老朽化が進んでいることから、移転新築を検討します。

なお、移転先はとことめの里一志の敷地の一部を、建設候補地として譲渡又は賃貸借を検討します。

4 今後の進め方

全員協議会終了後、直ちに事業所の利用者やその家族、地域住民及び同様のサービスを行う事業者への説明を行います。その際、頂いた意見を踏まえた上で、公募案について検討します。

併せて、利用者等から一定の了解が得られた後、事前準備として対象事業所及び敷地の土地測量に係る委託料及び不動産鑑定に係る手数料を予算計上します。

また、事業者に対する公平性の観点から、十分な期間を設け公募を実施します。

なお、公募案の具体的な方針等が決まりましたら、市議会にお示しします。